

平成30年 第2回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

目 次

議案番号	件 名
8	平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
9	平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
10	平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
11	平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
12	専決処分の承認について （北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

平成30年

第2回定例会

議案第8号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年11月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

平成30年

第2回定例会

議案第9号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年11月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

平成30年

第2回定例会

議案第10号

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,541,689千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 2,531,336	千円 △ 196,911	千円 2,334,425
	1 負担金	2,531,336	△ 196,911	2,334,425
4 繰入金		1	99,037	99,038
	1 基金繰入金	1	99,037	99,038
5 繰越金		1	99,035	99,036
	1 繰越金	1	99,035	99,036
歳入合計		2,540,528	1,161	2,541,689

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 2,364,594	千円 1,161	千円 2,365,755
	2 償還金及び還付加算金等	2	1,161	1,163
歳出合計		2,540,528	1,161	2,541,689

平成30年

第2回定例会

議案第11号

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第1号)

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,161,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ849,574,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 135,811,473	千円 △ 1,688,846	千円 134,122,627
	1 市町村負担金	135,811,473	△ 1,688,846	134,122,627
3 道 支 出 金		70,868,599	4,167	70,872,766
	1 道 負 担 金	70,178,599	4,167	70,182,766
4 支 払 基 金 交 付 金		330,351,298	△ 4,760,013	325,591,285
	1 支 払 基 金 交 付 金	330,351,298	△ 4,760,013	325,591,285
8 繰 越 金		2,580,000	20,605,726	23,185,726
	1 繰 越 金	2,580,000	20,605,726	23,185,726
歳 入 合 計		835,413,166	14,161,034	849,574,200

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 835,174,810	千円 4,261,378	千円 839,436,188
	2 保 険 給 付 費	832,891,581	4,261,378	837,152,959
3 諸 支 出 金		231,938	9,899,656	10,131,594
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	52,087	9,899,656	9,951,743
歳 出 合 計		835,413,166	14,161,034	849,574,200

平成30年

第2回定例会

議案第12号

専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の制定について）

平成30年8月1日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の
規定により、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年11月7日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高
齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号の2中「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年8月1日から適用する。